

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義に  
おけるウェルビーイングを考える  
——スウェーデンソーシャルワーカー  
倫理綱領から——

Considering “Well-Being” in the Global Definition  
of the Social Work Profession:  
With Reference to the Swedish Code of Ethics  
for Social Workers

秦 康宏

Yasuhiro Hata

1. はじめに

人権尊重のニュアンスを持つウェルビーイング

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義には「ソーシャルワーク（以下、SWと表記する）は、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。」とある。ウェルビーイング（以下、WBと表記する）は、地域共生社会をめざすSW実践における重要ワードであろう。ジーニアス英和辞典で調べると「幸福、福利、健康」と訳される。副詞のwell＋名詞のbeingで、「良い状態」を語源とし、1946年にWHO憲章で使用され、SDGsの目標にも登場する。

高橋重宏<sup>1)</sup>(1994)は、「WBという概念は、従来の救貧的なウェルフェア（welfare＝福祉）から、『より積極的に人権を尊重し、自己実現を保障する』という意味である。」と述べている。日本学術会議の社会福祉・社会保障研究連絡委員会がまとめた報告書<sup>2)</sup>には、「SWとは（略）、個人のWBの状態を高めることを目指していく」とあり、「WBとは、個人の人権の尊重を前提に自己実現の促進を目的とした積極的でより権利性の強い意味合いを含んだものとして理解されている」と記されている。

WBとG定義に関する研究の現状

日本のソーシャルワーカー（以下、SWerと表記する）にとっての倫理綱領<sup>3)</sup>であるSW専門職

のグローバル定義<sup>4)</sup>(以下、G定義)の後半部に、このWBが登場しているのは周知のことである。「(略)SWの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、SWは、生活課題に取り組みWBを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける(略)」このWBという用語は、2000年のIFSW(以下、IFと表記する)旧定義からあるので、SWer養成テキストに自明のごとく出現する。しかし、その分、改めて議論の対象となることは少ない。

小山隆(2019)<sup>註3)</sup>が述べているように、G定義に関する議論は、IFの倫理原則に関するグローバルSWの声明との関連や注釈も考慮に入れて、論じなければならない。しかし、2022年7月、CiNiiでWB&グローバル定義で検索するとヒット数は0であった。G定義研究の第一人者である三島亜紀子(2015<sup>5)</sup>、2016a<sup>6)</sup>、2016b<sup>7)</sup>、2017<sup>8)</sup>)は、社会的結束、多様性の尊重、在来知等に焦点を当てて、先駆的な知見を発信し続けているものの、眞砂照美・竹森美穂(2022)は、「G定義は現場に身を置くSWerにとってはなじみの薄いもの<sup>9)</sup>と一知半解感を示唆している。この「知ってはいるけれども…」という感覚の原因は、現場のSWerの勉強不足ではない。WBは、具体的には、どのように理解すべきものなのだろうか。

### 倫理綱領とWBの理解

久保美紀<sup>10)</sup>(2021)が言うように、倫理綱領が、専門職であるSWerの基本的な価値や倫理、使命の自覚、アイデンティティ形成に必須なものである以上、私たちは、WBを価値と倫理から理解できているのかを問われている。そうは言っても、英語圏、とりわけ北米のSWにおけるウェルビーイングとウェルフェアのニュアンスの違いは、我々にはわかりにくい。今さらではあるが、ウェルビーイングはウェルフェアとはどう違うのか。福祉よりも人権意識が高いと言われても正直なところピンとこない。中心的な価値であるならば、わざわざカタカナにする必要があるのだろうか。あえて日本語で「幸福」と読み替えた時に感じる違和感は何だろうか。これを本稿の問題意識としたい。

## 2. 倫理綱領としてのWBを考察する研究の目的と方法

### 研究の目的

本研究の目的は、G定義にあるWBの理解を深めることである。そのためには、社会福祉士の倫理綱領以外のWBの文脈に触れることも必要となる。WBの理解を、抽象的なものから具体的なものにしていくためのTipsをスウェーデンの倫理綱領に求める。スウェーデンのSWer倫理綱領を取り上げた理由は、「良い生活」とは何かという価値規範が述べられていたからである。WBを通じて、SWerが目指すべきSWの価値理解に寄与することを目的としている。

### 研究の方法と倫理的配慮

本研究の方法はスウェーデン・SWer連盟(以下、SSRと記す)倫理綱領<sup>11)</sup>のWBに関連する文脈を考察する文献研究である。スウェーデン倫理綱領には、日本の倫理綱領には見られないWBに関する記述が見られた。2015年版SSR倫理綱領は、日本では未翻訳であり、解釈に恣意的な意図が入

らないことを心がけた。倫理綱領からの引用部分は、「 」で結ぶことにした。なお、G定義に出てくるウェルビーイングに関連する言葉の場合はWB、スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領に出てくるスウェーデン語のウェルビーイングに相当する言葉は、そのまま幸福と表記することにした。

### 3. スウェーデン SWer倫理綱領の構成と連盟について

#### SSRの倫理綱領（2015版）のタイトル

名称は、「SWにおける倫理－SWerの倫理綱領 “Etik i socialt arbete- Etisk kod för socialarbetare”」である。スウェーデンにおけるSWerの倫理綱領であり、学術団体SSRにより2015年9月18日に採択されている。なお、1997年版は、「スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領（Sweden Professional ethical guidelines for social work）の紹介」として、スウェーデン版『ソーシャルワーカー倫理綱領』（筆者翻訳）にある。

#### スウェーデン・SWer連盟について

1958年に設立されたSSRは、スウェーデン（Sveriges）・SWer（Socionomers）連盟（Riksförbund）の略称である。1950年代頃から、SWer資格者のことを学位称号として、ソシオノーム<sup>注1</sup>と呼んでいる。SSR倫理綱領の改定作業では、関係団体、ソシオノーム養成大学、会員から広くコメントを求め改定に至っている。

#### SSR倫理綱領の構成

目次は、I なぜ倫理綱領なのか？ II SWにおける重要なテーマ III SWにおける倫理的問題 IV 倫理の基本的な問い V ソーシャルワークの倫理的価値と規範 VI SWerの倫理的特性 VII SWerの倫理指針 VIII 倫理的な問題状況－ケーススタディ IX スウェーデン学術団体SSRの倫理綱領について 注と参考である。V、VI、VIIは英語版も作成されている。中心となる部分は、VIIの「SWerの倫理指針」である。この倫理指針を理解するためにIからVIまでの解説があるという構成になっている。それぞれの章の終わりには「対話と議論のために考えてみよう」と、省察を促す質問が投げかけられている。さらに、ケーススタディ用の22事例が添付されている。それぞれの事例は、倫理的に問題となるケースや倫理的ジレンマが生じているケースである。

#### 倫理綱領の目的と省察的实践

倫理綱領の目的は、「直面する倫理的問題に対する自覚を高め、議論を活性化し、専門職の倫理基準を明確にすること」であり、「倫理綱領は、法律や規則ではカバーできない重要な問題を浮き彫りにすることができる。例えば、人との接し方、他人に対する基本的な態度、職業上望ましい倫理的な人柄特性についてなどである。倫理綱領は、SW専門職としてのアイデンティティを強化し、専門性がこのSW職を代表していることを思い起こさせる。」としている。また、SWerは、「人の人生や生活に大きな影響を与える仕事」であり、「何らかの形で権力を行使する活動」だからこそ、倫理の遵守が必要であること、「望ましい結果をもたらすことのできる方法と介入」のためにはしっかりと

エビデンスを持たないといけないこと、同時に、「常にクライアントの視点や希望を考慮に入れる必要があるため、個人や集団を取り巻く問題状況は非常に複合的であり」と Swer の自信に揺らぎがあること、さらに「SW の標準化、スーパービジョン」等にも活用できると述べられている。

基本コンセプトは、「この倫理綱領はより省察的な性格を持ち、SW におけるさまざまな方向性、倫理的問題、SW のための基本的な倫理的価値や規範を想起させるもの」である。この観点は、久保美紀 (2021) の言う「状況の分析とそれへの対処のための行為と内省」「クリティカルで省察的な実践」と共通する。SWer が倫理的な自己覚知を通じて成長することは重要なテーマである<sup>12)</sup>。

#### 2015年版 SSR-SWer の倫理指針の構成と改訂ポイント

1997年版との違いの1つは、自己決定尊重への取り扱いである。「クライアント自身の利益を著しく損なわない限り」という文言が追加されている。ちなみに、IF の倫理原則では、クライアントの自己破壊的な行為を自己決定の制限要件にしていない。

#### 社会正義の扱い

SSR は、2015年現在、128カ国が加盟している IF のメンバーであり、日本と同じく IF の倫理綱領を承認している。IF の倫理綱領を積極的に支持すると表明している。しかし、社会正義に関しては、平等の観点から判断できること、様々な形の差別是正のための積極的措置（アファーマティブ・アクションなど）から法律と関連する社会権と捉えている。

## 4. SSR 倫理綱領にみる WB の文脈

SSR 倫理綱領において、WB に関連する言葉が登場するのは、合計4ヶ所であった。

#### 人間の尊厳は、幸福だけでは決まらない

1つ目は、人間の尊厳の原則である。倫理の出発点は人間の価値をどのように理解すべきであるかであり、「すべての人間は平等で高い価値を持っているという人間の尊厳の原則を直接、実現することである。この価値は、人間という生命に付属するものであり、その人がどれだけ役に立つか、どのような地位にあるか、どれだけ幸福かによって決まるものではない。」である。この文脈では、人間の尊厳が実現されることと WB な状態は別であると解釈できる。

#### クライアントに対する支援の結果を予想するという事は、「何が良い生活か」を考えること

2つ目は、クライアントの最善の利益のための SWer による働きかけがもたらす結果を予想する文脈である。「起こりうる結果を評価することは、倫理的な問題ではない。むしろ、経験的な問題であり、ある特定の関わり方がクライアントにとって最善の状況をもたらすという根拠（エビデンス）は何かということの問題にしている。」帰結主義的な捉え方である。ある支援が良いか悪いかは、その結果によって決まるという理屈である。「これらの価値と規範が、良い生活や良い社会をもたらすという結果論的な答えである。結果に言及することは、重要な次のような問いに繋がる。人の生活や社会全体にとって良い結果とは何なのか？クオリティ・オブ・ライフや幸福とは何か、良い生活とは何か」である。クオリティ・オブ・ライフ、幸福、良い生活という言葉は並列的で、その本質

をSWerが考えることが大切であるとしている。このことについては、後で詳述したい。

**福祉とは、幸福に貢献できる資源や補償が存在すること**

3つ目の文脈は、ウェルフェア（Welfare）から幸福（Well-being）への貢献である。「福祉という表現は、SWはもとより、医療、社会福祉全般を表す言葉である。福祉や福祉社会といった表現は、個人の幸福に貢献できるさまざまな種類の資源や保障が存在することを意味する。」幸福（Well-being）と福祉（Welfare）の使い分けが存在した。

ウェルフェアの語源は、1300年頃からであり、古英語のwel「よくやっている状態」、wel（well）+ faran「仲良くする」からきている<sup>13)</sup>。この辺りから、良い生活を送ること（への支援）⇒福祉というように派生したのかもしれない。管見であるが、スウェーデンでは、一般的に福祉を指す言葉は、英語のウェルフェアに相当する語である。いわゆる旧定義からWBが使われた経過については、U.S.において、ウェルフェアが生活保護を指す場合があり（例 I live on welfare. 私は生活保護を受給しています。）、この誤解を避けるために、WBが使用されたという背景がある<sup>注2)</sup>。

**自己決定の尊重は、他人の幸福を脅かす場合に、制限されることがある**

4つ目は、自己決定の尊重からの文脈である。SSR倫理綱領は、スウェーデンの憲法である統治憲章の「自由と自己決定の両方が中心的な価値」を援用しながら、「自由と自己決定は、尊厳ある生活を営む権利の一部とみなすことができる倫理的原則」であるとしている。そして、この原則の両面性について言及している。それは、支援か管理かというようなニュアンスで捉えるとよりわかりやすいかもしれない。「SWにおいて、私たちは、他者の自由と幸福を脅かさない限り、選択の自由に基づいて自ら意思決定を行う個人の能力を尊重し、発展・強化するよう努めなければならない。これは、ある人に対して、実際の自己決定行為を側面的に尊重することと、その人の生活における機会と自由の余地を増やし、強化することを側面的に支援するという両方の意味がある。しかし、この2つのアプローチは矛盾する場合もある。」幸福は、クライアント側だけの幸福ではなく、ステークホルダーとの複合的な関係で捉えていくものである。つまり、私たちは、WBをソーシャルワーカーの目指すべき価値を対クライアントとの関係で一方的に捉えていないかが問われている。

これらのことから、SSR倫理綱領の中では、人間としての尊厳の尊重や人権、平等がSWにおいて適用すべき価値であるとされていた。倫理綱領の中のWBの使い方は、日本で一般的に使われている福祉と幸福の使い分けに似ていた。

## 5. 「良い生活」とは何か

**良い生活をめぐる3つの解釈と自己実現から見たWB**

SSR-SWerの倫理綱領の中では、尊厳のある「良い生活」という言葉が、度々登場する。SSR倫理綱領の中でのこの「良い生活」について考察する。

SSR倫理綱領では、倫理とは何かという倫理規範上の基本的な問いを4つに分類している。（1）人間の価値、生命の価値をどのように認識すべきか？（2）ある行為やルールが正しいとさ



れる理由は何か？ (3) 良い生活、良い社会とは何か？ (4) 職業上の役割として、自分はどのような人間であるべきか、どのような責任を有しているのかである。

良い生活とは、目的としての本質的な価値と手段としての価値、道具的な価値という説明がなされている。内在的価値とは、人々にとっての本質的に良い経験、状態、関係性を指し、生活の意味、クオリティ・オブ・ライフとしている。道具的価値は、本質的な価値の達成につながる職業、習慣、経験、状態、関係、資源などを示し、3つの解釈を紹介している。

第一の解釈は古典的なもので、「(1) 人生の究極の意味として、生きる喜び、幸福、快樂、陶醉を指す。」というものである。確かに、美味しい物を食べるということはかけがえのない喜びかもしれないが、そのことを目指すことがSWの目標であるとするならば、快樂主義との区別がわかりにくくなる。

第二の解釈は、「人々の様々な(2) 目標の実現こそが本質的な価値を持つというものである。人生や生活の目標を達成することが良いことであり、その目標が何であれ、良い人生・生活である。ただし、人によって求めるものがまったく異なるため様々なバリエーションが存在する」ことを述べている。

第三の解釈は、「人間の人生の深い意味を構成する喜びや単なる幸福感以上のもっと本質的な状況的価値がある、という解釈である。個人の願いが実現して、目標に近づいたとしてもそれが良かったかどうかを主観的に決定することはできない」としている。このような客観的多元主義の例として、「愛される体験と、人を愛し、つながる能力。人生の喜び、幸福感(ただし、快樂主義のように唯一の価値ではない)、知識。主に、現実的な自己イメージと周りの世界との関連を認識するだけでなく、周囲の世界と相互に作用する能力。自由な感覚と、自立した個人の判断で選択し行動する能力。人生の深い意味の探求や興味、人生の不思議さを感じるができる能力。」をあげている。これは、日本学会議報告書の「自己実現」に近いと思われる。したがって、G定義のWBとは、内在的価値や状況的価値を指していると捉えることができた。

#### 人間の尊厳と人権に価値をおいたWB

SSRは倫理を、「社会的に広く強く支持される普遍的な倫理的価値に基づくものでなければならない」とし、専門職としてのSWerの役割としての価値と規範をあげている。価値とは小山隆<sup>注3)</sup>のいう信念をもって目指すべき方向である。規範に関しては、手段的倫理という意味で捉えるとわかりやすい。

人間としての尊厳の原則は「SWの基本的な出発点」で、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」こと、「全ての人の平等な価値並びに個人の自由及び尊厳を尊重して行使しなければならない<sup>14)</sup>」という価値である。人権と市民権は、「人権とは、特定の基本的な生活条件や資源を得る権利」である。それは、「自分の意見を表明する自由権、基本的な教育や医療、心のケア、社会福祉サービスを受け、適切な生活水準を享受できるという社会権」につながっている。このような価値や倫理との組み合わせ関係において、幸福を目指すべき方向性として捉える必要が求められている。

### 尊厳と品格—尊厳をもって生きる権利

尊厳のある生活は、社会に対して個人的な影響力があること、私たちの声が聞き届けられ、重要視されることである。従って、自己決定の機会は、尊厳のある生活を送る権利の一部である。さらに、「すべての人は、プライベートな領域を持つ権利、すなわち他人の監視、国からの監視から自由になる権利」としている。そうであるならば、「尊厳ある生活に対する侵害を個人における品格の侵害」とみなし、そのような脅威がない状態をWBとして意識し、人間の尊厳に対するSWerの感覚を強化することが大切となってくる。

以上のことから、SWerは、人間の尊厳や人権などの価値に根ざした、エンパワメントをはじめとする様々な倫理や規範を用いながら、何がクライアントにとって最良の結果であるかを考える、つまりは、良い生活、良い社会の構築を目指す専門職であるということ、良い生活とは単に快樂的に喜びがあるということではなく、客観的多元主義の例に見られるような自己実現を指していることが明らかとなった。そして、そのような状態が、WBと呼ぶにふさわしいと言えるのかもしれない。

## 6. おわりに

SSR倫理綱領は、IFの定義をその中で紹介こそしているものの、SWerのアイデンティティ形成に必要な価値と倫理、規範を内省するための独自の展開を有していた。「良い生活とは何か」をSWerに考えさせることを求め、人間の尊厳や人権の尊重を基盤に、SWer倫理規範と向き合い、内在的価値や状況的価値の自己実現を目指す像は、日本学術会議報告書と一致していた。そして、それをWBとするならば、単純にウェルビーイングと訳すことには、なお、議論の余地が残るのかもしれない。それは、東アジアにおける価値特性に関連する。

IFのG定義は世界各国の異なる解釈や意見のSWを調整する過程を通じて作成されたものである。IFは、この定義は国レベルで倫理綱領を進化させることができると記載している。定義の中にあるように、ソーシャルワーク理論は西洋のだけのものではない。そして、「この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。(IFSW：2014)」とあるようにローカルの知恵も含むものである。ならば、SSR倫理綱領が象徴的に「良い生活とは何か」をソーシャルワーカー自身に問いかけるように、日本的な捉え方や訳し方の議論をさらに行なっても良いのではないだろうか。地域共生社会という潮流の中、WBは、社会福祉政策やソーシャルワーク実践にもっと根づいていかなければならない。

## 引用文献

- 1) 高橋重宏. (1994年). ウェルフェアからウェルビーイングへ. : 川島書店.
- 2) 日本学術会議 第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会. (2003年). SWが展開できる社会システムづくりの提案 (p.1, p.8). : 社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告.

- 3) 日本ソーシャルワーカー連盟. (2020). 倫理綱領. (<http://jfsw.org/code-of-ethics/>). (2023年6月18日20時40分)
- 4) INTERNATIONAL FEDERATION OF SOCIAL WORKERS. *GLOBAL DEFINITION OF SOCIAL WORK*. (<https://www.ifsw.org/what-is-social-work/global-definition-of-social-work/>). (2023年6月9日19時37分)
- 5) 三島亜紀子. (2015). *SWのグローバル定義における多様性(ダイバーシティ)の尊重: 日本の社会福祉教育への「隠れたカリキュラム」視点導入の意義* (pp.1-12). : SW学会誌 30.
- 6) 三島亜紀子. (2016a). *SWのグローバル定義における「社会的結束(Social Cohesion)」に関する考察: -リスク管理がもたらすジレンマ-* (pp.1-12). : SW学会誌 33.
- 7) 三島亜紀子. (2016b). *SWのグローバル定義にみる知の変容 -「地域・民族固有の知(indigenous knowledge)」とはなにか?-* (pp.113-124). : 社会福祉学 57 (1).
- 8) 三島亜紀子. (2017). *社会福祉学は「社会」をどう捉えてきたのか - SWのグローバル定義における専門職像:* 勁草書房.
- 9) 眞砂照美・竹森美穂. (2022). *SW専門職のグローバル定義をどう教授するか - 教育と実践との対話を通して -* (p.93). : 佛教大学社会福祉学部論集第18号.
- 10) 久保美紀. (2021). *2020年度学界回顧と展望 SW部門* (p.105). : 社会福祉学第62巻第3号.
- 11) Akademikerförbundet SSR. *Etik i socialt arbete -Etisk kod för socialarbetare*. ([https://akademssr.se/sites/default/files/files/etik\\_och\\_socialt\\_arbete\\_2017\\_w.pdf](https://akademssr.se/sites/default/files/files/etik_och_socialt_arbete_2017_w.pdf)). (2022年7月5日20時36分)
- 12) 秦康宏. (2010). *社会福祉従事者における自己覚知と専門職意識の生成プロセスの関係* (pp.45-56). : 大阪城南女子短期大学研究紀要 44.
- 13) Wiktionary. (2019). welfare. (<https://en.wiktionary.org/wiki/welfare#Etymology>). (2023年7月5日13時45分)
- 14) 国立国会図書館調査及び立法考査局各国憲法集 (11). (2021). *スウェーデン憲法第2版* (p.38)

## 参考文献

- Akademikerförbundet SSR. (2017). *Etik i socialt arbete: Etisk kod för social arbetare*. ([https://akademssr.se/sites/default/files/files/etik\\_och\\_socialt\\_arbete\\_2017\\_w.pdf](https://akademssr.se/sites/default/files/files/etik_och_socialt_arbete_2017_w.pdf)). (2023年7月5日12時45分)
- 秦康宏. (2004). *スウェーデン版『ソーシャルワーカー倫理綱領』* (pp.119-127). : 発達人間学論叢7号大阪教育大学発達人間学講座
- 横田恵子・大北全俊. (2013). *ソーシャルワーク専門職定義の変遷と現状 - 社会心理学・政治思想的含意に関わる一考察 -*. : 神戸学院大学論集第60巻1号.
- 空閑浩人. (2009). *ソーシャルワーク入門* (p.89). : ミネルヴァ書房.

## 注 釈

注1) 日本のような国家試験に基づく国家資格ではないが, 意味的には社会福祉士に近い.



注2) ある著名な研究者から直接聞いた内容である。文献として提示することができなかった。その意味で、本文に記載したことは不適當であるかもしれない。

注3) 小山隆(2003)は、「価値とはその専門職が何を目指しているのか、何を大切にするのかという信念の体系であるのに対して、倫理は価値を実現するための現実的な約束事・ルール<sup>1)</sup>の体系である」とした。小山隆、(2003). 月刊福祉：論文－福祉専門職に求められる倫理とその明文化 p.17. : 全国社会協議会.

